

## 令和5年度第2回浦安市国民健康保険運営協議会議事録

1 **開催日時** 令和6年2月28日（水） 午後1時30分～午後3時

2 **開催場所** 市役所10階 協働会議室

### 3 **出席者**

（委員）

石川正純会長、大村洋子副会長、高橋康史委員、佐藤悦子委員、針木悦子委員、  
小田誠委員、高梨賢一委員、浅井一委員 全8名

※田中靖祥委員、高須雄一委員は欠席

（事務局）

内田健康こども部長、吉泉健康こども部次長、村山国保年金課長、佐藤国保年  
金課課長補佐、醍醐国保年金課保険税係長、高橋国保年金課給付係長

### 4 **議 題**

#### 協議事項

- (1) 令和6年度浦安市国民健康保険特別会計予算(案)について
- (2) 令和6年度浦安市国民健康保険事業計画(案)について
- (3) 国民健康保険税の賦課限度額等の引上げについて(予定)
- (4) 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(素案)について

#### 報告事項

- (1) 浦安市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 令和5年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算について
- (3) マイナ保険証への本格移行(健康保険証の廃止)について

## 5 議事の概要

### 協議事項

#### (1) 令和6年度浦安市国民健康保険特別会計予算(案)について

令和6年第1回定例会に提出した令和6年度浦安市国民健康保険特別会計予算(案)の概要について、事務局より説明した。

本議題については、一般会計からの繰入の状況などに関し、委員から事務局に対する質疑応答を行った。

#### (2) 令和6年度浦安市国民健康保険事業計画(案)について

令和6年度中における浦安市国民健康保険の運営に関する基本的な方針や重点事項、その推進に向けた具体的な取組みをまとめた「令和6年度浦安市国民健康保険事業計画」(案)の概要について、事務局より説明した。

本議題については、保険料水準の統一などに関し、委員から事務局に対する質疑応答を行った。

#### (3) 国民健康保険税の賦課限度額等の引上げについて(予定)

令和5年12月22日に閣議決定された「令和6年度税制改正大綱」において、令和5年度末までに地方税法施行令が改正されることとなった。

この政令改正が実施された場合、国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の引上げに関して「浦安市国民健康保険税条例」の一部改正が必要となることから、その概要を事務局より説明した。

本議題について、委員からの質疑・意見はなかった。

#### (4) 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(素案)について

令和5年度中に策定予定の「第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」について、計画素案の概要を事務局より説明した。

本議題については、保健事業を進める上での体制や健康づくりに関する事業の内容などに関し、委員から事務局に対する質疑応答を行った。

### 報告事項

#### (1) 浦安市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(専決処分)

国民健康保険税の税率等の見直しを行うとともに、新たに産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の減額の基準を定めるなど、浦安市国民健康保険税条例の改正が行われた。

この条例改正の概要について、事務局より概要を説明した。本議題につい

て、委員からの質疑・意見はなかった。

**(2) 令和5年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算について**

令和5年12月議会にて、令和5年度国民健康保険特別会計補正予算が可決され予算の補正が行われたことから、事務局より補正予算の概要を説明した。

本議題について、委員からの質疑・意見はなかった。

**(3) マイナ保険証への本格移行(健康保険証の廃止)について**

令和6年12月2日から保険証の新規発行が廃止され、マイナ保険証への本格移行が進められる予定となっていることから、健康保険証廃止後の対応や市の予定している準備作業、スケジュール等について、事務局より概要を説明した。

本議題については、今後のマイナンバーカードの保険証利用の方法などについて、委員から事務局に対する質疑応答を行った。

**6 傍聴**

傍聴者：1名

## 7 会議経過（主な質疑）

各議題について、事務局から概要の説明を行った後、各委員から質疑及び意見を発言する形で審議を行った。

各議題に関する委員からの質疑及び意見の概要は、次のとおりである。

### 協議事項

#### (1) 令和6年度浦安市国民健康保険特別会計予算(案)について

##### ・委員

一般会計からのいわゆる赤字繰入れについて。一人当たりの負担額はどの程度になるか。

##### ・事務局

赤字繰り入れ分については被保険者以外の市民が負担するものとなるので、被保険者以外の市民一人当たりの負担額を申しあげると、約2,400円となる。

被保険者一人当たりとなると、おおむね2万5,000円程度となる。

##### ・委員

他自治体でも赤字繰り入れは発生している状況なのか。同じく赤字繰入のある県内他市の一人当たりの赤字繰入額の状況が分かれば教えていただきたい。

##### ・事務局

税収が見込みを下回るなどの事情により突発的に繰入が発生する自治体もあるかと思われるが、現状、いわゆる赤字繰入れが恒常的に発生している団体ということであれば、その解消に向けた計画を策定している県内市町村は、本市も含め、9市ある。

他の8市の一人当たりの赤字繰入額については、現状、資料を保有していない状況である。

#### (2) 令和6年度浦安市国民健康保険事業計画(案)について

##### ・委員

浦安市国民健康保険の被保険者について、マイナンバーカードと保険証の紐付けを行っている方の割合。また、医療機関でのマイナンバーカードを利用している率について、分かったら教えてほしい。

・事務局

登録率については国民健康保険の情報を管理しているシステムから出力することが可能だが、最新の数値については持ち合わせていない。

また、医療機関におけるマイナンバーカードの利用率については報道によると全国的には4%程度とのことだったが、市町村単位の詳細な数字については承知していないところである。

・委員

将来的な保険料水準の統一に向け、関係市町村と取組みを進めるということだが、保険料を統一することでどのような点が変わるのか。

・事務局

平成30年度から広域化ということで、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとに納付金を収めることで療養の給付に充てる事業費については県が担保する仕組みとなった。

この広域化に伴い、公平性の担保のため、給付だけではなく保険税(料)についても将来的には統一することが求められている。統一することで、千葉県内であればどこに住んでいても、世帯構成や所得水準が同一ならば保険料も同じとなる。

・委員

保険税(料)を統一することで、浦安市国民健康保険の被保険者にとってどのようなメリットあるいはデメリットは生じるのか。

・事務局

保険税(料)統一のメリットとしては、公平性が担保されることがある。また、保険税(料)の賦課について、事務負担の削減を図ることが期待できる。

一方、デメリットとしては、本市のように制度運営に必要な費用の一部を一般会計から繰入れ、政策的に保険税(料)の額を低く抑えていた市町村については、そうした独自の取組みができなくなる。

ただし、保険税(料)と公費負担で支出を賄うという原則から赤字繰入れの解消は不可欠であるため、この点をデメリットとは言い難い。

・委員

健康増進課が広く市民全体を対象とした保健事業も実施していると思うが、国保対象者に向けた保健事業とどのように連携を取っているのか。

・事務局

市民全体に向けた保健事業を担当する健康増進課とは、様々な機会において、必要な連携を図りながら事業を実施している。

事業の実施以外にも、健康増進課が来年度に新たな保健事業等に関する計画の策定を予定しているが、計画策定に当たっては国保年金課や高齢者関連の部署の意見も取り入れられながら策定されることになる。

このように、両部署の間で連携は図れているものと認識している。

(3) 国民健康保険税の賦課限度額等の引上げについて(予定)

質疑・意見なし

(4) 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(素案)について

・委員

保健師3名、管理栄養士が1名の体制と言っていたと思うが、予防の観点からすると特に管理栄養士が1名という現体制は不足ではないか。

・事務局

不足分については事業者のノウハウ・人材を活用する形で進めている部分があるので、事業実施に必要な人的資源は充足していると考えている。

・委員

特定健診受診率や特定保健指導の国が定める目標について、国の目標は60%であると承知している。その目標値と素案に設定された目標との間に乖離があるではないか。目標値設定の考え方を伺いたい。

・事務局

ご指摘のとおり、国の目標値が60%であることは承知している。現状の数値から数年間で引き上げる幅に限界がある。

可能な限り、計画期間内で達成可能な目標を設定し、提示させていただいている。

## ・委員

被保険者の健康増進と医療費抑制のために保健事業については積極的に取り組んでいくことが必要だが、保健指導等の基礎となる特定健診の受診率が伸び悩んでいる点についてどのような理由が考えられるのか。

会社員などは職場からも積極的に人間ドックの受検や定期健診に行くように指示されるなど、健診の受診を勧める機運は広がっているように思うのだが。

## ・事務局

特定健診受診率については、確実な理由が判明しているわけではないが、聞き及んだところによると、定期的に通院しているので健診は受診不要と考えている方やスケジュールの都合で医療機関の空いている時間に健診を受けられない方など、様々な事情から健診を受けられていない方がいらっしゃるとのことだった。

こうした方についても、健診を受けていただけるよう、市としては受診機会を整えるなど、健診の実施方法や周知について今後も見直しに努め、受診率の向上を図っていく。

## ・委員

「生活習慣病予防重症化予防事業」について、記載されている受診勧奨についてはどのような形で実施することを想定しているか。

## ・事務局

生活習慣病重症化予防事業の受診勧奨については、市がこれまで行ってきた糖尿病性腎症の恐れがある方に向けた受診勧奨のノウハウを活用し、血压や脂質といった値に関して一定値を超える方に対して行うことを予定している。

具体的な方法としては、まず特定健診の受診結果を基に、血糖値、血压、脂質といった指数が国の定める基準を超える方を対象者として抽出する。この方々に対して、自身の状態や受診が必要であることを認識してもらうためのお知らせを郵送することを想定している。

その後、対象者の人数にもよるが、可能であれば電話等での勧奨も併せて実施することを検討したいと考えている。

## 報告事項

### (1) 浦安市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

質疑・意見なし

### (2) 令和5年度浦安市国民健康保険特別会計補正予算について

質疑・意見なし

### (3) マイナ保険証への本格移行(健康保険証の廃止)について

#### ・委員

マイナンバーカードを保険証として使用するには、インターネット上の専用サイト「マイナポータル」で保険証とマイナンバーカードを紐付ける作業が必要となる。

この作業は自身のスマートフォンやPCで行うことができるが、高齢でスマートフォンを持っていない方や持っても操作が苦手な方には、この作業が難しい。

一時期、自分でも操作がわからない人の手助けなどをしていたのだが、今後、本格的な移行がされるということで、こうしたICTの利用が難しい方に向けて支援は考えているか。

#### ・事務局

スマートフォンを持っていらっしゃる方であれば、窓口でご相談いただければ職員がその場でスマートフォンでの操作をご案内するなどの支援を行っている。

スマートフォンやPCを持っていない方に向けては、市役所庁舎内に何台か、「マイナポータル」の作業に使用していただけるPCを用意している。

ご要望があれば、PCの設置場所まで職員がご案内し、そのまま作業についても支援をさせていただく。

#### ・委員

マイナンバーカードを持ち歩かず、スマートフォンだけで受診可能になると良いのだが、そのような取り扱いも可能か。

・事務局

現在、受付時に医療機関窓口での保険証提示が義務付けられているように、マイナ保険証への本格移行後は、マイナンバーカードを提示することが必要である。

「マイナポータル」の画面などで被保険者情報を確認した上で受診するなど、国でも臨時的な確認手段を想定してはいるものの、常時、その方法で受診することは望ましくないと考える。

・委員

マイナンバーカードは様々な情報を紐づけるために利用されており、持ち歩いて紛失することを避けたいと考える方も多いはずだ。

そのため、スマートフォン一台を持っていれば受診できるようになるのが望ましいと考えるのだが。

・事務局

国としては保険証に代わるものとしてマイナンバーカードを使用することとしており、現状では常時スマートフォンを使用して保険診療の受付を行うことを可とする方針は国から示されていない状況である。

・委員

12月2日以降発行の資格確認書の有効期限をいつまでとするのか。

・事務局

有効期限は現状と同じく7月31日迄と考えている。

・委員

12月1日迄に発行された保険証を紛失し、資格確認書を申請した場合、即日発行されるのか。

・事務局

新たな仕組みのためシステム改修が必要なので、システム改修事業者と即日発行できるようシステム改修していく予定。

## ・委員

国保の方で、毎月保険料を払わないと、保険証が使えない方がいるが、マイナ保険証ではどうなるのか。マイナ保険証を顔認証カードリーダーで読み込んでも有効期限が出てこない事がある。指定難病の方や限度額適用症をお持ちの方はどうなるのか。

## ・事務局

短期証については、通常証と同じく廃止になり、同じ有効期限になる。限度額認定証をお持ちの方は、通常証の方は自動適用になるが、短期証の方は限度額認定証の区分が表示されず、限度額の自動適用がされないため、窓口で限度額を超えた支払いが発生する。

また、保険証の有効期限の表示は、オンライン資格確認システムという全国統一のシステムに接続し表示されているので、市でコントロールできない。市からは資格情報として、発行期日や有効期限など必要な情報を送信しているが、表示項目については操作できない範疇になってしまう。

(午後3時 終了)

問い合わせ先 健康こども部国保年金課給付係 担当：高橋  
(電話 047-712-6829(ダイヤルイン))